

吹田市公告第574号

統一地方選挙期日前投票所等従事者派遣業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和4年11月18日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

統一地方選挙期日前投票所等従事者派遣業務

2 履行場所

吹田市役所本庁舎内（吹田市泉町1丁目3番40号）及び吹田市が指定する場所

3 契約期間

令和4年12月20日から令和5年5月31日まで

4 業務内容

- (1) 期日前投票所会場案内業務
- (2) 期日前投票所選挙人名簿対照業務
- (3) 期日前投票所投票用紙交付業務
- (4) 選挙人名簿編冊押印業務
- (5) 当日投票所感染症対策業務
- (6) コールセンター業務

5 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であること。また、大阪府内に事業所を有する者であること。

- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (6) 平成28年度以降に、地方自治体において個人情報取扱端末の操作を含む窓口業務を受託した実績を有すること。
- (7) 平成28年度以降に、地方自治体においてコールセンター業務を受託した実績を有すること。
- (8) プライバシーマークの付与認定を受けている者又はI SMS / I S O 2 7 0 0 1の認証を取得している者であること。

6 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、制限付一般競争入札参加資格確認申請書等の書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 書類の提出

ア 提出書類

(ア) 【様式1】 制限付一般競争入札参加資格確認申請書

(イ) 【様式2】 受託業務実績調書

(ウ) プライバシーマークの付与認定又はI SMS / I S O 2 7 0 0 1の認証の写し

イ 提出期間

令和4年11月18日（金）から令和4年11月30日（水）まで

持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ウ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市選挙管理委員会事務局（低層棟3階）

電話 (06) 6384-2487（直通）

電子メール senkanjm@city.suita.osaka.jp

エ 提出方法

電子メール、持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）

オ 書類の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約

> 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和4年度(2022年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 統一地方選挙期日前投票所等従事者派遣業務に係る制限付一般競争入札について) からダウンロードすること。

カ その他

(ア) 書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和4年12月1日(木)までに、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(4) 提出期間内に書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(5) 入札参加資格の確認で資格有の確認を受けた者が1者であってもこの入札は有効とする。

7 入札参加資格がないと確認された者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと確認された者は、その理由について、申立てにより説明を求められることができる。

ア 提出期間

令和4年12月2日(金)から令和4年12月8日(木)まで

持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市選挙管理委員会事務局(低層棟3階)

電話 (06) 6384-2487(直通)

電子メール senkanjm@city.suita.osaka.jp

ウ 提出方法

電子メール、持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。)

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して電子メールにより回答する。

8 業務内容等に対する質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和4年11月18日(金)から令和4年11月28日(月)午前10時まで

(2) 質疑受付方法

電子メールにより質問するものとする。

電子メールの件名を、「【事業者名(略称可)】統一地方選挙期日前投票所等従事者派遣業務に関する質問」とし、「senkanjm@city.suita.osaka.jp」にメールを送信する

こと。

(3) 回答期日及び方法

令和4年11月29日(火)までにホームページに回答を掲載する。なお、質疑がなかった場合は、掲載しない。

9 現場説明会

現場説明会は実施しない。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和4年12月9日(金)午後1時30分(時間厳守)

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 選挙管理委員室

(3) その他

ア 入札は、上記日時及び場所に出席して行うこととし、郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

12 入札金額

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。また、それに係る費用については、受託者が負担すること。

13 入札の保証

吹田市財務規則(昭和39年規則第14号)第98条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の

3に相当する金額を納付しなければならない。

14 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札心得書（吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札））において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において、前記5に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合でも入札は成立するものとする。
- (2) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しないものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (4) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は1回までとする。
- (5) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

16 積算内訳書の提出

落札者は、落札者決定後に積算内訳書を提出しなければならない。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

18 落札決定の取消

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

19 契約の保証

落札者は、次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- （１）契約保証金の納付
- （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （３）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
 確実に認める金融機関の保証書の提供
- （４）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る
 保険証券の提出

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

21 その他

入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

22 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市選挙管理委員会事務局（低層棟3階）

電話 06-6384-2487（直通）

メールアドレス senkanjm@city.suita.osaka.jp